

木津川市産業競争力強化支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、木津川市産業競争力強化支援事業補助金交付要綱（平成28年木津川市告示第37号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、木津川市産業競争力強化支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内産業 市内に事業所を有する事業者がもの及びサービスを生産する経済活動をいう。
- (2) 市内の事業所 前号に必要な装備及び備品を備えている事業所をいう。ただし、看板やデスク等を備えていても、年間を通じた主たる産業活動が認められないものについては、この限りではない。
- (3) 主たる事務所 登記上又は総従業員数のおおむね8割以上が勤務している事業所等をいう。
- (4) コンサルティング料 外部専門家等に支払う導入教育、計画、マニュアル作成等のための指導に係る費用、謝金及び旅費をいう。
- (5) 出展料 小間料、ブース借上料その他これに相当する費用をいう。
- (6) 展示装飾料 小間等を一体的に装飾するための経費、リース料及び光熱費並びにその使用に係る設備工事費等をいう。ただし、ノートパソコン及びタブレットなど汎用性の高い機器の購入に係る経費並びにチラシその他の配布を主目的とする印刷物に係る経費については、この限りではない。
- (7) 宿泊旅費 木津川市職員等の旅費に関する条例（平成19年木津川市条例第49号）に定める鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料をいう。

- (8) IT ツール 新たな販路拡大のために導入されるグループウェア、顧客管理ツール、営業支援ツール又はWEB 会議システム等のソフトウェア製品、クラウドサービスをいう。
- (9) ネット販売システム 自社の商品やサービスをインターネット上に置いたウェブサイトで販売する手法をいう。
- (10) 成果物 事業や活動、プロジェクト、工程、作業などを完遂した結果として得られたものや作り出されたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、交付要綱第2条第1項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 団体等については、当該団体の代表者、構成員及び決算方法の定めのあるものに限る。
- (2) 前号の場合において、同一の者が2団体以上の構成員となることは、これを妨げない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付要綱別表に定めるもののうち、次に掲げるものは除く。

- (1) 社会通念上相当の対価を用い、事業の内容に照らして適切な員数、回数、数量等で積算されていないもの
- (2) 対象事業において間接的に発生するもの
- (3) 補助対象経費の支払が当該年度末までに完了しないもの
- (4) 事業完了後に発生するもの

(支援事業の対象となる認証)

第5条 交付要綱別表に定める認証は、次に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 国際標準化機構が定める国際規格
- (2) 国際的な政府間機関が実施するもの
- (3) 国又は京都府が実施するもの
- (4) 前号の委託又は指定を受けた登録機関等が実施するもの

- (5) その他本市の産業競争力の強化に資するもの
- 2 前項の認証については、交付申請を行った日の属する年度の2月末までにおいて取得又は更新するものでなければならない。
- 3 補助対象者は、前項に定める日までに認証の取得又は更新ができない場合は、交付要綱第6条に定める変更申請（以下「変更申請」という。）により事業の中止を行うものとする。

（支援事業の対象となる展示会等）

第6条 支援事業の対象となる展示会等は、交付要綱別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 国内外において開催される、自己の製品又はサービスを不特定多数に展示若しくは宣伝するための展示会、見本市及び販路の拡大のための商談会等であって、物産展等販売を主たる目的としないもの
- (2) 補助対象者自らが企画又は主催しないもの
- (3) 出展にあたっては、一者で行うものに限る。ただし、先端技術又は地域のリソースを生かした複数の事業者による共創プロジェクト若しくは共同出展であって、補助事業者が支出することとなる経費が明確に区別できる場合は、この限りではない。
- (4) 公序良俗に反しないもの
- (5) 本市の産業競争力の強化に資するものと認められるもの
- 2 前項の展示会等については、交付申請を行った日の属する年度の2月末までにおいて開催されるものでなければならない。ただし、天災地変等の事由によって中止又は延期されたものはこの限りでない。
- 3 補助対象者は、前項に定める日までに、申請する全ての展示会等に出展できない場合は、交付要綱第6条に定める変更申請により事業の中止を行うものとする。

（支援事業の対象となる販路拡大事業）

第7条 販路拡大事業については、交付申請を行った日の属する年度の2月末までにおいて取り組むものでなければならない。

2 補助対象者は、前項に定める日までに完了できない場合は、変更申請により事業の中止を行うものとする。

3 支援事業の対象となる販路拡大事業において、成果物が出せないものは補助対象外とする。

(補助金の額)

第8条 交付要綱別表に定める補助金の額（以下「補助金の額」という。）は、補助対象者が交付要綱第4条に定める交付申請（以下「交付申請」という。）を行った年度内に受けることができる限度額とする。この場合において、同一の補助対象者がこの範囲内において複数回の交付申請を行うことは、これを妨げない。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金は予算の範囲内で交付する。

(交付の条件)

第9条 市長は、交付要綱第5条に定める交付決定（以下「交付決定」という。）に際し、補助金に係る予算の執行の適正を図るため別紙審査基準に基づき補助対象者を決定し、必要があると認めるときは、条件を付すものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正な手段により交付申請を行ったとき

(2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) 前2号のほか、他の法令、交付要綱及び本要領に違反したとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(変更申請)

第12条 補助事業者は、次に掲げる変更を行おうとする場合にあっては変更申請を、その他の軽微な変更にあつては市長に対して届出を行うものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 補助対象者の変更
- (3) 認証取得及び認証更新事業にあつては取得又は更新する認証、展示会等出展事業にあつては出展する展示会、販路拡大事業にあつては計画する取組の変更
- (4) 補助金額の3割を超える減額
- (その他)

第13条 市長は、必要に応じて、補助対象者に対し、支援事業に係る取組の実施確認を行うとともに、補助金の請求の基礎となった関係書類の閲覧を求めることができるものとする。

(別紙)

産業競争力強化支援事業（認証取得・更新事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	16	12	8	4	0	
1	過去の申請回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	過去に申請実績のない事業者を優先
		10	8	6	4	2	0	
2	事業期間（創業開始日）	1年以内	2年以内	5年以内	10年以内	20年以内	20年以上	スタートアップを支援するため、創業時期が新しい事業者を優先
		5	4	3	2	1	0	
3	事業規模	・個人事業主 ・資本金10万円未満	資本金100万円未満	資本金300万円未満	資本金500万円未満	資本金1,000万円未満	資本金5,000万円以上	資本金の少ない事業者を優先
		10	8	6	4	2	0	
4	取組の新規性 （認証取得・更新回数）	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	認証取得・更新回数の少ない事業者を優先
		5	4	3	2	1	0	
5	認証機関の種類	国際標準	国際的な政府機関	国	都道府県	その他 公的機関	公的機関 以外	今後の成長が見込める事業者を優先
		合計						

産業競争力強化支援事業（展示会等出展事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	16	12	8	4	0	
1	過去の申請回数	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	過去に申請実績のない事業者を優先
		10	8	6	4	2	0	
2	事業期間（創業開始日）	1年以内	2年以内	5年以内	10年以内	20年以内	20年以上	スタートアップを支援するため、創業時期が新しい事業者を優先
		5	4	3	2	1	0	
3	事業規模	・個人事業主 ・資本金10万円未満	資本金100万円未満	資本金300万円未満	資本金500万円未満	資本金1,000万円未満	資本金5,000万円以上	資本金の少ない事業者を優先
		10	8	6	4	2	0	
4	取組の新規性 （過去に同じ展示会に出展した回数）	0回	1回	2回	3回	4回	5回以上	未出展の展示会に出展する事業者を優先
		5	4	3	2	1	0	
5	展示会の種類	海外3回以上	海外2回	海外1回	国内3回以上	国内2回	国内1回	今後の成長が見込める事業者を優先
		合計						

産業競争力強化支援事業（販路拡大事業） 審査基準

番号	項目	点数						備考
		20	14	7	0			
1	過去の申請回数	0回	1回	2回	3回			過去に申請実績のない事業者を優先 ※デジタルマーケティング補助金を含む
2	事業期間（創業開始日）	10	8	6	4	2	0	スタートアップを支援するため、創業時期が新しい事業者を優先
3	事業規模	5 ・個人事業主 ・資本金10万円未満	4 資本金100万円未満	3 資本金300万円未満	2 資本金500万円未満	1 資本金1,000万円未満	0 資本金5,000万円以上	資本金の少ない事業者を優先
4	取組の新規性 (過去に同分野の取組を実施した回数)	10	8	6	4	2	0	新しい分野にチャレンジする事業者を優先 ※分野の考え方を参照
5	今後実施する新しい取組項目数	5	4	3	2	1	0	今後の成長が見込める事業者を優先
合計		50点満点						

※分野の考え方

- ・調査、分析：コンサルティング、市場調査、商品開発
- ・DX：HP作成・更新、ウェブデザイン、ITツール、ネット販売
- ・事業PR：カタログ・パンフレット・看板作成、動画制作、新聞・雑誌広告、ECサイト登録
- ・その他：自社イベント開催、外国語翻訳